

住民票の写しの交付等に係る手数料減免の取扱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市証明等手数料条例施行規則（平成4年千葉市規則第43号以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、手数料減免の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除)

第2条 規則第2条第12号の市長が特に必要があると認めるものは、別表に掲げる法律等に基づいて、添付すべきこととされる住民票の写し、住民票に記載があることの証明書。

(減額)

第3条 規則第3条の規定により減額するものは、次のとおりとする。

(1) 私的年金受給権に係る現況届書、身上報告書等についての記載事項証明

1通につき 100円

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年9月18日から実施する。

別 表

恩給法（大正12年法律第48号）

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）

戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年7月施行）

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）